

論点③【25条】障害者が文化的諸活動に参加しやすい環境の整備

委員名 小中 栄一

1. 障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興に関して、聴覚障害者が参加するためには、なお、情報アクセスの保障のため、手話または字幕を付けることを合理的配慮として義務づけること。また経費の補助制度を用意する必要がある。

聴覚障害者は、地域で文化的な講演会や講座（市民公開講座、趣味や教養に関する様々な講座や教室等）、イベントにまだまだ参加、受講することができないことが多い。趣味や教養を含む文化的な講演、講座、教室に参加するときの学習保障として手話通訳、要約筆記の情報保障が不可欠である。

また、映画、演劇、音楽等の公演には字幕を付ける方法により参加しやすくなる。一部の公演だけでなく、基本的には聴覚に障害のある観客もいることを前提とした公演が行われるよう、合理的配慮としての義務付け、補助制度が必要である。

2. 国民が障害者について理解するためには、障害者が自らスポーツ・文化芸術活動を行うことに対する振興策も必要である。聴覚障害者については、例として次のものがある。

- ・全国ろうあ者大会付帯事業として行われている全国聴覚障害者写真コンテスト、全国聴覚障害者美術展、全国聴覚障害者演劇祭典
- ・社会福祉法人全国手話研修センター主催の「さかの聴覚障害者映像祭」
- ・演劇セミナー等を行っている全日本ろう者演劇会議の活動、全日本ろう者演劇会議に加盟しているろう者演劇団体等の公演活動
- ・聴覚障害者を対象として開催されるオリンピック「デフリンピック」、それにつながる国内の全国ろうあ者体育大会、冬季体育大会、各競技団体による選手権大会等

障害者が主体的に開催・運営するスポーツ・文化芸術活動を通して、障害の実態やニーズに対応した文化創造に触れることにより、より国民の障害者に対する理解と交流が促進される意義がある。